

令和8年度第2回八幡市環境審議会 議事録

1. 日時 令和8年9月2日（水） 午後2時～3時30分

2. 場所 八幡市役所本庁舎 会議室5-1（5階）

3. 会議次第

（1）開 会

（2）議 事

①第3次八幡市環境基本計画の中間見直し（案）について

②第4次八幡市一般廃棄物処理基本計画（案）について

（3）その他

（4）閉 会

4. 配布資料

（1）資料

①会議次第

②座席表

③八幡市環境審議会委員名簿

（2）議題資料

①第3次八幡市環境基本計画中間見直し（案）【資料1】

②第4次八幡市一般廃棄物処理基本計画（案）【資料2】

5. 参加者（敬称略）

（1）委員

・立命館大学名誉教授	小幡 範雄【会長】
・滋賀県立大学名誉教授	金谷 健【副会長】
・大阪学院大学国際学部教授	三輪 信哉
・京都大学フィールド科学教育研究センター教授	徳地 直子
・事業関係者（工業）	加美 智一
・事業関係者（商工）	澤田 信幸
・事業関係者（農業）	北川 小百合
・市自治連合会	大野 孝寿
・一般市民	西尾 厚子
・一般市民	岡本 幸子
・京都府山城北保健所技術次長兼環境課長	中西 理恵
・八幡市副市長	能勢 重人

（2）事務局

建設産業部参与・産業振興室長 山口 将司

市民生活部環境業務課長 岡崎 朋二

環境業務課長補佐 吉田 雅輝、環境業務課主任 千阪 恵美
建設産業部産業振興室環境政策課長 辻 博之
環境政策課総括主任 宇都出 亜裕子、環境政策課主事 上田 剛平
株式会社環境技術研究所 京滋営業所 2名

(3) その他

傍聴者 なし

6. 会議内容

【開 会】

省 略

【議事①】

(小幡会長)

それでは、これから規則に基づきまして議事を進行させていただきます。

今回は議事が2つございます。

まず初めに「議事①第3次八幡市環境基本計画の中間見直しについて」事務局から説明願います。

(事務局)

～説明～

(小幡会長)

ご説明ありがとうございます。

ただいま、第3次八幡市環境基本計画の中間見直しについて、ご説明いただきました。今回の中間見直しは大きな変更や修正はないということで、新たに熱中症特別警戒アラートに関する内容の追加などがありますが、本件について質問や意見等がありましたらお願いいたします。

(委員)

87 ページの内容について、今回の中間見直しに合わせて、欄外の注意書き「省エネ性能カタログ 2015 年夏版」や「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」を新しい内容に変更される予定はありませんか。次に、93 ページについて、今回「熱中症特別警戒アラート発表時における対応」の内容を追加されましたが、「熱中症警戒アラート」ではなく「熱中症特別警戒アラート」としたのはなぜなのか、また、これら熱中症に関する内容は一番上の「熱中症予防の推進」に含めることはできないのでしょうか。

(小幡会長)

ありがとうございます。

87 ページの内容のもとにしている「省エネ性能カタログ 2015 年夏版」や「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」が少し古い情報なので、新しい内容に書き換えておく必要があるのではないかということが1点目です。

2点目は、「熱中症警戒アラート」ではなく「熱中症特別警戒アラート」を記載する理由と、一番上の「熱中症予防の推進」に含めて記載したらわかりやすいのではないかという指摘ですが、回答をお願いします。

(事務局)

87 ページの内容につきまして、当初の見直し内容としましては掲載イラストの移動のみで想定しておりましたが、委員のご指摘のとおり、こちらの出典元である経済産業省資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」の内容に、節約金額などが更新されているものがございますので、当該ポータルサイトの内容に合わせて書き換えする方向で検討したいと考えております。欄外注意書きの「省エネ性能カタログ 2015 年夏版」や「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」の記載につきましては、当該ポータルサイトにおいても出典元の表記に変更がないことを事務局で確認しておりますが、節約金額などの内容は市民により関わっていると考えますので、内容を更新したいと思います。

次に、93 ページの内容につきまして、まず「熱中症特別警戒アラート」の内容として追記した理由を説明させていただきます。令和 6 年 4 月の気候変動適応法の改正により、新たに「熱中症特別警戒アラート」や、市町村による「クーリングシェルターの指定」や「クーリングシェルター開放の義務化」が定められ、クーリングシェルターの指定や開放は市町村が行うことが明確になっておりますことから、市町村の役割として別建てで書くべきであると考えておりますので、そのようにしております。熱中症警戒アラート発表における対応につきましては、従来通り、熱中症予防の推進の一環として実施していると考えております。以上のことから、「熱中症予防の推進」と別建てで、「熱中症特別警戒アラート」についての項目を追記しておりますが、追記箇所が一番下で、「熱中症予防の推進」との繋がりがわかりにくいということもありますので、追記の位置を検討してまいります。

(委員)

従来からの熱中症警戒アラートではなく熱中症特別警戒アラートにこだわっているということですね。普段いつも発表されているのは熱中症特別警戒アラートではなく、これが発表されたことは今までないですが、それでも熱中症特別警戒アラートだけを記載するというのは、何かこだわる理由があるんですか。もしくは、普段よく発表されている熱中症警戒アラートでは、特に啓発とかはしないということですか。

(事務局)

一般の熱中症の予防啓発などは、通常、日ごろからしておりますが、熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけクーリングシェルターの開放が義務となり、その部分を市町村で行うことが明確に定められているので、別建てで記載させていただいたということです。

従来の熱中症警戒アラートの対策が「熱中症予防の推進」という項目に該当するものであり、熱中症特別警戒アラートはさらにレベルが上がるものとなるので、別で記載しているものとなりますが、「熱中症予防の推進」と「熱中症特別警戒アラート発表時の対応」というのが、もう少しわかりやすい表記にしていく方向で、改めて検討させていただきます。

(金谷副会長)

熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートに関するものは環境省がおこなっているから、八幡市においても環境関係の部署ということで環境政策課がおこなっているという理解でよろしいですね。私は、幼稚園や保育園、小学校や中学校の体育などが熱中症関係でどうしているのか心配しています。対一義的行政的な振り分けで言

うと、熱中症関係の情報は最初に環境部署が受けることであれば、「具体的な取組」の中に市立の学校や教育機関などへの伝達とか、あるいはその施設を管轄している市の部署への速やかな連絡などの記載がないと、ちょっとどうかと思いました。

最初に情報を受けるのは違う部署だと思っていたので、教育関係の施設にはそっちから情報伝達がされるから記載がなくてもいいかと思っていましたが、第一で受けるのが、環境部署であれば、記載されている取組の中に、そういった内容を記載する必要があると思います。

現実にはどうなのか、例えば、最近はずごい気温が高くなっているなかで、学校も夏休みが終わって始まっていると思いますが、昼間は35度から37度ほどで、体育の授業はどうしているのかなと思います。それほど暑かったら、屋外での体育とかは中止じゃないかなと思いますが。そんなこと言っても運動会の練習とかもあるでしょうし、熱中症警戒アラートが発表されたら外ではもう中止になると思いますし、体育館での授業もなしになるんでしょうか。

実際にどのような対応をされているかご存じでしょうか。

(事務局)

各施設における個別の対応については把握しておりませんが、熱中症特別警戒アラート発表時の情報伝達等の対応については、環境政策課にて対応方針を定めておりまして、例えば、熱中症特別警戒アラートが発表されるとなった場合には、前日の午後2時に国から京都府へ、京都府から本市の健康推進課と環境政策課に情報が入ります。健康推進課は市民や市内の関係施設などへの周知を担当し、環境政策課はクーリングシェルターに指定している施設全てに連絡を入れるというような庁内での体制を整理しております。

(金谷副会長)

そうしますと、「具体的な取組」の記載内容としては、熱中症特別警戒アラート発表時には市役所各関係部署などがあつたらいいということですね。

(小幡会長)

「具体的な取組」の「市民や関係団体等」のところに市関係部署などの内容を追記すれば、市役所内でも連携しているとわかると思いますので、その修正をお願いします。

それと、87ページの内容ですが、出典元の省エネポータルサイトの内容を記載しているのであれば、「省エネ性能カタログ 2015 年夏版」や「家庭の省エネ大辞典 2012 年版」の記載はなくした方がいいのではと思います。この内容は出典元の情報を記載していると思いますので、別の記事の名前も載せてしまうと、どの内容を記載しているのかわからなくなってきますので、ポータルサイトの数値を確認するのと、欄外の記載はポータルサイトだけということをお願いします。

他に質問などはよろしいでしょうか。

(委員)

42ページの基本方針1のところですが、1つ目の目標の「市内の温室効果ガス排出量」は、国や京都府に合わせて、46%削減を目指して取り組んでいこうということですが、この数値は国が示していく、あるいは京都府が示していき、市町村はその数値に合わせているので、実際には八幡市だけでこれだけのものを減らせるかということそ

うではなくて、例えば、風力や地熱などの自然エネルギーを国というベースでどうしていくか、それから原子力発電をどれだけ増やしていくかなど、そういったところで決まっていくものになるので、46%削減という数字はあなた任せということがどの市町村でも言えてしまうんですね。ところが、2つ目の目標の「再生可能エネルギーの導入容量」は、令和6年度に対して6年後の令和12年で2倍にしないといけないわけですね。この数値は、実際に八幡市内でこれだけ導入したということが明確に見えるものになります。そうすると、環境白書の23ページを見てみると、太陽光発電の設置件数の推移が令和6年度以前の数値が記載されていますが、過去6年間を振り返ってみるとその勢いはないんですね。ですから、ここに明言されている27,000kWというのが本当に達成可能なのか、特にこれは市内で取り組んだ状態が反映されますので、この目標に対応したような実施策が伴っていないといけないと思います。もちろん他にも方法はまだあって、例えば、自然エネルギー主体の電力を購入して、それを充てるというのもあるでしょうし、この辺はどう考えているのか、ちょっと教えていただきたいです。

(小幡会長)

温室効果ガス排出量 46%削減はどこの市町村も同じような形になって、市の特徴はどこにあるのかということはあるんですが、それとは別に再生可能エネルギーの導入容量について、もう少し幅を持たせるといえるか、幅広くするというようなことでよろしいでしょうか。

(委員)

幅広くといいますか、どちらにしてもこれは数字がはっきりと27,000kWと明言しておりますから、それが市で取り組むことなら、それが裏打ちされた政策を打っていけるという確証がないことには届かないと思っています。なので、第3次環境基本計画の終了年度の時に達成できませんでしたというような答えになっていく可能性が高いということです。

(事務局)

委員がおっしゃる通りで、八幡市では太陽光発電を設置したご家庭に補助金制度を設けたりして、一定程度再生可能エネルギーの導入については前向きに進めているところはあるんですけども、これだけの数字を達成しようと思って、例えば、最近問題になっているような、山を切り開いてメガソーラーを作ったりとか、そういうことが果たしていいのかどうかという議論も出てくるのかなと思います。なので、この計画としては、数字の目標というのは何かしら示さないといけない部分もありますが、だからと言ってこの数字を追い求めることだけが本当にいいのかどうかということも、先ほどの事例も視野に入れながら目標を立てていく必要があるのかなと思います。

ただ、この計画を立てたときは、当時のひとつの指標として立てさせてもらった目標ですので、一旦この計画期間の令和13年度までは続けていき、結果として実際の程度だったのか、目標としてどうだったのか等を評価し見極めて、次の計画の目標を検討するうえで活かしていきたいと考えております。

(小幡会長)

再生可能エネルギーには、小水力発電などの小規模なものもあると思いますし、太

陽を活用したものでも太陽光発電ではなく太陽熱を活用するとか、そういった太陽光以外のものも含めて全部で合算するとか、今は太陽光発電で補助金をしているのでそのようにしていると思いますが、その辺のやり方もできそうなものがあればサーベイしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

実際にはですね、現状の気候変動の動向をみるといろいろなことがあり、国家間でも日本は几帳面に頑張っているけどアメリカはどうだとか、いろんな議論がありまして、極まりない議論が生じているわけですけど、やはりしっかりと市がどのように努力しているのかということが見えることと、今回は中間見直しですから大幅に変えることはできませんが、行動変容が数値として見られるような内容が必要だと思います。例えば、基本方針5「みんなで取り組む環境活動のまち」というところで美化運動参加者数は増加していますので、市民の皆さんの努力が表れていますが、この他にも例えば、87 ページに記載してあるように、クーラーの設定をされてる人は何人程度いるのかとか、そういう行動変容というのをやっていかなければ、ネパールの事例や線状降水帯の問題などもありますし、市民が自覚して責任感を持って取り組んでいくような内容に、次期計画ではそういったところも踏まえて策定にあたっていただくようお願いします。

(小幡会長)

かなり難しいとは思いますが、計画の 87 ページに書いてあるようなことを、一人ひとりがやっていけば本当に変わっていくと思いますが、現状はあまり見られていないような感じもしますので、市民に見てもらえるように、取り組みやすくなるようなシナリオを2つ3つ書いてみるとかをまた検討していただければと思います。

そうしましたら、今回はいくつか課題もありましたが、それを整理していただければと思います。

【議事②】

(小幡会長)

次に「議事②第4次八幡市一般廃棄物処理基本計画（案）について」事務局から説明願います。

(事務局)

～説明～

(小幡会長)

事務局説明ありがとうございます。

それでは質問や意見などがありますか。

(金谷副会長)

この審議会で今まで何年も出ていて今更で恐縮なんですけれども、八幡市の一般廃棄物処理基本計画と資料の4ページに記載されている城南衛生管理組合のごみ処理基本計画という2つの計画がありますよね。城南衛生管理組合というのは、宇治市や城陽市など、八幡市も含めて3市3町で構成されていますよね。そして基本的なところとして、ごみ処理のハードの部分というのは、この城南衛生管理組合の方でやってるわけですよね。私の知る限りでは、一部事務組合がメインでやってる場合は、そこが一般廃棄物処理基本計画を立てている事例と、構成市町で立てている場合の2つがあ

と思うんですよ。

私の個人的な気持ちとしては、一般廃棄物処理基本計画は一部事務組合において審議会などで議論をして決めた方がいいんじゃないかと思っています。

通常、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどを作る時は、それだけで5、6回ぐらい廃棄物減量等推進審議会をやるんですよ。

しかし現状は、市と城南衛生管理組合で計画が分かれていて、それを前提として考えたときに、2ページの図1-1-1に記載されている図で言うと、上位計画であるはずの城南衛生管理組合のごみ処理基本計画が八幡市の一般廃棄物処理基本計画の下に記載されているのは、矢印が下から上になっているとはいえ、これが上にないといけないんじゃないかと思うんですよ。例えば、八幡市においてごみの分別を変えようとか、こういうことを進めようと思ってできないと思うんですよ。

いろんな課題を考えると、結局ハードの部分がどんな状況なのか、例えば、構成市町の中で八幡市は一生懸命やってるけれど他のところはごみがいっぱい出て、ごみ焼却施設の容量は大丈夫なのかとか、ハードの部分が何もわからないんです。

じゃあどうするかということを考えていく必要はあると思いますが、ちなみに城南衛生管理組合には廃棄物減量等推進審議会みたいなものはありますか。

(事務局)

そこまでは把握していません。

(金谷副会長)

今のまま各市町が市の環境審議会とかで一応手続的にやったとしても、全体をまとめるものがないと各市町の足並みがそろわないと思います。

私が別のところで関わったものとして、長浜市と米原市の一部事務組合である滋賀県の湖北広域行政事務センターがありますが、そこは10年くらい前に一部事務組合に廃棄物減量等推進審議会を設置しました。だから、私個人の思いとしては、一部事務組合の方に審議会を作って、各市町の廃棄物部局の人もそれに参加して、1つにまとめた方がいいのではないかと思います。でも、すぐにはできないと思うので、現状を前提にすると、2ページの城南衛生管理組合のごみ処理基本計画は上に記載した方がいいのではないかというのが1点目の意見です。あとは、4ページに記載されている城南衛生管理組合のごみ処理基本計画が前提としてどうなっているのか、つまり、3市3町で当然いろんなごみの排出量や処理量に関して目標があると思いますが、それぞれの市町では現状はどうなのかというのが分かるようにしないと、八幡市だけだと全体が分からないんじゃないかと思いますので、その情報を記載する方がいいのではないかというのが2点目です。そして、もう1点は、八幡市と城南衛生管理組合のごみの収集や啓発、処理などの役割分担の記載があるべきだと思います。

つまり、例えば、ゴミ収集に関する諸々のことやゴミの区分は、受け入れ先が決まっているわけですので勝手に変えられないと思いますが、八幡市の計画においても目標云々があり、城南衛生管理組合の計画にも目標が当然あると思いますので、その目標が八幡市の目標と同じなのかなど、城南衛生管理組合の計画との関連が分かるように八幡市の計画と2段書きで記載するのがいいと思います。京都府や国も計画がありますが、それらの計画よりも、最も関係する城南衛生管理組合の計画がどうなっているかが非常に大事だと思いますので、その目標や情報、役割分担などをきっちり記

載しておく必要があると思います。

だから、現状の内容だと八幡市として作る計画にどんな意味があるのか疑問だというのが正直な感想です。

当然、廃掃法で各自治体は計画を作らなければならないとされているので、1本化するまでは作る必要はありますが、せめて、上位計画である城南衛生管理組合の計画を引用して、それに則って八幡市でやっていくというような体裁にした方がいいのではないかと思います。だから、八幡市として立てる目標が達成できるのかということと、その上位計画である城南衛生管理組合の計画で全体としてどうなのかという2本立てで記載した方がいいと思います。

(小幡会長)

ありがとうございます。ということで、2ページの図の一番下に記載されている城南衛生管理組合の計画を、八幡市の一般廃棄物処理基本計画の上か横並びにして、矢印を双方にして連携しているという形にするなど、事務局の方で考えていただきたいということと、もう1つは4ページに城南衛生管理組合のごみ処理基本計画の要約を記載するなどをしていただきたいです。また、八幡市の目標が37、38ページに記載されていますが、宇治市や城陽市などの構成市町の目標などがどうなっているのかも整理して一覧表をつけるとか、城南衛生管理組合と3市3町との役割分担がどんな形でやっているのかなども記載していただきたいということで、パブリックコメント前までにできればお願いします。間に合わない場合は結構ですが、そういった意見が出ていますので、城南衛生管理組合の記載箇所の整理をするということをお願いします。

(金谷副会長)

あと、ハード面の方で課題はないのでしょうか。例えば、21ページから23ページまでに各施設がいつできたのかなどが記載されていますが、古い施設はないのであまり課題はないとは思いますが、燃やす方やりサイクル、最終処分の施設など、そろそろ容量がいっぱいになりそうで他の場所を探さないといけないとか、そういった課題はありますか。

(事務局)

あります。

(金谷副会長)

あるのであれば、城南衛生管理組合の計画の方を引用する形でもいいので、課題の方には書いた方がいいのではと思いますが、どういったことが課題ですか。

(事務局)

23ページに記載している三郷山の最終処分場ですが、この施設の容量が満杯になりつつある状態です。

(小幡会長)

それでは、ハード面の課題についてはどうしますか。

(事務局)

課題については、43ページの方に記載していますが、記載内容について整理してもう一度検討させていただきます。

(金谷副会長)

もう一つ聞きたいことがあるんですが、3市3町でごみの収集区分は全く同じなん

ですか。

(事務局)

大体的内容は同じですが、細かいところは違っているものもあります。

廃棄物の種類によって、八幡市では粗大ごみになるけれども、他の市町では燃やさないごみになるなど、大まかな区分は同じですが、廃棄物の内容は各市町によって違います。

(金谷副会長)

そういったことはどこで協議して調整しているんですか。

(事務局)

3市3町の廃棄物の種類の統一については、現状まだできていないので、これから協議していく予定です。

(金谷副会長)

今まで、そういったことについて協議・決定する場はなかったんですか。

(事務局)

城南衛生管理組合と3市3町での担当課長会議というものがあり、その会議で現状は協議をしており、その話も議題としては上がってしまして、今までからその問題はありませんでしたが深く追及するところまではしておらず議論されていなかったところがあるので、その内容をこれから詰めていくことは話が出ておりますが、現状はまだ方向性が定まっていない状態でありますので、どのように統一するかというのもまだ確定していない状況です。ですので、大きく何かが違うというわけではなく、例えば、八幡市では45リットルのごみ袋に入らないものは粗大ごみの扱いとしていますが、他の市町ではその規格がまだできていないところもありますので、粗大ごみと燃やさないごみの区別を統一する必要があると考えております。

(金谷副会長)

そうすると、現場の城南衛生管理組合の受け入れのところが非常に混乱するんじゃないかと思います。ごみの区別が統一されていなかったら、受け入れのルールが守られていなくても受け入れないといけないというようなことになるんじゃないかと思いますが、現状はそういう感じなんですか。

(事務局)

委員のご指摘のとおり、他の市町では燃やさないごみと粗大ごみが一緒に入るようになっておりますが、八幡市は沢中継施設がありまして、その中継施設では八幡市のごみで規格が同じものとなるので、45リットルのごみ袋に入るものとして規格が統一できておりますが、他の市町でできていない部分というのは多分にあって、その見直しが今後検討されることになります。

(金谷副会長)

城南衛生管理組合は規模が大きい組織になりますので、やっぱりそこに審議会的なものを置いてやっていった方がいいのではないかと思います。

(小幡会長)

ごみの基準とかごみの処理方法とかはあるんですか。

(事務局)

燃やすごみや燃やさないごみといった基準はありますが、先ほど言ったようにどの

規格で出せるかというところが統一できていません。

(小幡会長)

回収した先でどのように処理されるかはそれぞれ違うわけですね。

(事務局)

例えば、他の市町ではごみ袋に入っていないものまで燃やさないごみで回収しているところもあると聞いていますので、その辺りの規格は現状検討されています。

(金谷副会長)

各市町の担当者と集まって協議をするのは大事だと思うんですけども、やっぱり組合の方に審議会的なものがあってそこで決める形にしないといけないと思います。少なくとも統一しないと、受入れの方で搬入してくる業者の不満などの混乱が起きてくるでしょうし、この計画にはなかなか書きにくい内容かもしれませんが、検討したらいいのではと思います。

(小幡会長)

ということで、いま議論に出た内容について、事務局で整理していただくというところでお願いします。

他は何かありますでしょうか。

(委員)

通常ですと一部事務組合は議会を持っていたり、城南衛生管理組合のホームページを見ていると、大学の先生方が侃々諤々の議論をしていらっしゃいますよね。

ですから、この計画においては現場と乖離したものを話しておられるような感じもしてまして、先ほど委員がおっしゃったように、やはりまずは上位計画で目標値が定まっていて、それを各市町で分担していくという形にすべきだとは思いますが。それは当然市の一般廃棄物処理基本計画を立てていくうえで、上位計画で決められているものですから、上位計画の様式に沿ってやっていくことになりますから、あまり大きく違ったことはできないかもしれませんが、しかし見方を変えると、八幡市ならではの内容をどう織り込むかというところは残ってくると思います。なので、全体として、上位計画で決められている目標や分別方法などを3市3町で合意的にやっていくのでしょうか。でも、例えば、八幡市は農地がたくさんあるので、市民が近場でクライנגルテンみたいに、みんなで出した生ごみは自分たちできっちりと処理するというようなことは、八幡市独自の取組としてできますでしょうし、これを含めた食品ロス削減の取り組みは各主体の参加でいろいろできることがあると思います。

それから、前回の審議会で申し上げました、サーキュラーエコノミーという言葉が広まりつつありますが、これまで何度もやってきている一般廃棄物処理基本計画が、かえって施策を硬直化させているようなイメージが私にはあります。もっと社会をどう変えていくかということまで踏み込んでいったときに、八幡市がやらなければならない世界がすごく広がっていると私は思うので、与えられている計画の書き方通りに改定するしかないという苦しさはありますが、一方で、そういった世界も残っているので、先ほど委員がおっしゃったように一部事務組合の示す方向性に沿ってやっていく部分と、もう一つとして八幡市が独自にやっていきたいということをもっと書いていくといった2つの示し方があると思いますので、今期はできないとしても次期にはその辺りのことを検討していただければと思います。

(小幡会長)

ありがとうございます。

36、37、38 ページの図に記載されている数値について、下 2 桁まで記載されているんですが、計算上は出てくるんだろうとは思いますが、下 1 桁までぐらいで記載した方がいいのではないかと思います。例えば、37 ページの「405.34」とか、計算上出てくるだけで、「405」にするとか或いは「405.3」とかでいいのではないかと思いますので、他のところもそういった箇所があれば修正していただければと思います。

他にはありますでしょうか。

(委員)

先ほど委員がおっしゃったところが私も気になっていて、39、40、41 ページに記載している「ごみ処理の目標達成に向けた施策」の発生抑制などの取組について、内容がすごく一般的なことで、八幡市における独自施策は 41 ページに 2 つ書いてはありますが、この八幡市独自の内容をもっと具体的に書いていただければと思います。また、ごみ処理場にもっていくまでを減らすといったところでいくと、サーキュラーエコノミーとして、食品ロスを肥料として循環させると石油燃料で窒素肥料を作る必要もなくなるなど、いろんなことでごみの削減はできると思いますので、そういったことがもっと見えるような計画にさせていただいて、八幡市独自のコンポストであるとか、グリーンカーテンであるとか、そういったごみ削減とつながりを持った施策をいくつかでも書いていただくとより良いのかなと思いましたので、次にはお願いしたいと思います。

(小幡会長)

ありがとうございます。

41 ページの「八幡市における独自施策」には 2 つの施策が記載されていますが、もうちょっと施策全体を見直してもらって、八幡市らしい施策はいろいろあると思いますので、その辺りのことをまた検討していただければと思います。

他には何かありますか。

(金谷副会長)

45 ページの「市で発生する食品ロス量」について、これを見ると実測の数値が出ていないんですけど、できれば、今年度は無理にしても、予算化をして毎年とか何年かに 1 回とかの定期的に同じ方法で測って、実際の増減量を見ないと食品ロス削減推進計画と言うのは厳しいかなと思います。全国の食品ロス割合を八幡市の排出量に乗じた計算で出すのは、過去のものでは仕方ないにしても、今後はできれば予算化をして実測値を出した方がいいんじゃないかと思います。なかなか費用もかかるし実施するのは大変ですけど、ただ、予算化をして対応できるコンサルタントはおられると思うので、そうした方がいいんじゃないかなと思います。

(小幡会長)

ありがとうございます。

ぜひ、こういった取組はやっていただきたいと思います。家庭のごみを集めていただいて、その中で想定で分別をするとか、また実施について検討をお願いします。

現時点では事務局としてはできそうですか。

(事務局)

今までそういったことはしてなかったので、費用がどれくらいかかるのかなどもわからない状態ですので、検討していかないとはいえないと考えています。

(金谷副会長)

いろいろ事例はあると思いますので、額はすぐにわかるかと思います。

(小幡会長)

そうすると、プラスチックがどれくらい分別できているかなどの他のところもわかってくると思いますので、ぜひやっていただければと思います。検討の方をお願いします。他に何かありますでしょうか。

(委員)

15 ページのごみ処理経費の推移について、1人1日当たりのごみ排出量は減っているのに対し、ごみ処理経費が上がっていることについてどのように考えていますか。

(事務局)

近年の分担金の上昇につきましては、城南衛生管理組合において庁舎建て替えを行ったことによるもの、また、八幡市において、プラスチック製容器包装の収集を隔週、2週に1回行っていたところを、毎週行うこととしたことによるものと考えております。これまでは、近辺では八幡市だけが、宇治市や城陽市にある処分場との距離が遠いことから毎週収集ができておりませんでした。但中継施設ができたことにより毎週収集が可能となりましたので、城南衛生管理組合の3市3町の中で八幡市が特に費用が上昇しているところがあると考えております。

(委員)

処理経費が5年間にわたって上昇していることについて、城南衛生管理組合の分担金とプラごみの収集頻度の内容で説明がつくということでしょうか。

(事務局)

先ほどの内容に補足をさせていただきますと、城南衛生管理組合において中継施設を新築しましたので、負担金が増えることは1つあります。それと、近年はガソリン代の値上がりやパッカー車の老朽化による新規購入などの経費の増加もあります。最近パッカー車の取得が難しくなっていることもありまして、現状は3年ぐらいかけて購入している状況です。そういったこともあり、新築によるハード面のこともありますが、市民が快適に過ごせるようにごみ処理を継続していくための必要経費も上昇してきていると考えております。

(金谷副会長)

そういった分析も計画に記載した方がいいと思います。15 ページの下方にスペースがありますので、ぜひ記載していただきたいと思います。

(小幡会長)

ありがとうございます。処理経費に関する分析の記載について、また検討してください。他に何かありますでしょうか。

ご意見はないようですね。それでは、以上で、本日予定しておりました議事は皆さまのご協力によりすべて終えることができました。事務局にお返しいたします。

【その他】

・次回環境審議会の案内

【閉 会】